

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 軽自動車届出済証の記載事項の変更届出
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法施行規則第63条の4
- ③ 手続対象者 : 検査対象外軽自動車の使用者
- ④ 提出時期 : 軽自動車届出済証の記載事項について変更があった日から15日以内
- ⑤ 提出方法 : 軽自動車届出済証記入申請書と共に、必要書類を添付して、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に提出することとなっています。（道路運送車両法施行規則第63条の4を参照）  
なお、詳細については、運輸支局等にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 軽自動車届出済証、使用者の住所を証する書面、変更事項を証する書面等  
なお、詳細については、運輸支局等にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 道路運送車両法施行規則第17号様式の3
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局等にご確認願います。

### 2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局等  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局等にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局等

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局等にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局等にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）